

2 不当表示に該当するものではないこと

前期1のとおり医薬品に該当するものは、薬事法違反となるので、一義的には、同法に基づき処理されることになる。また、次のア、イ及びウに該当する食品の表示その他の薬事法違反とならない表示であっても、下記のチェックポイントに該当する場合は、景品表示法の規制対象となる。

ア 単にその中に含まれるカロリーが少なく、その使用により体内に吸収されるカロリーが減少するため、やせると称するもの。

イ 身体の組織、機能にたいする作用には言及せず、やせると称するもの。

ウ 明らかに通常の食品であると認められるが、瘦身、伸長又は豊胸の効果を標ぼうするもの